

○厚生労働省告示第五百三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1中⁽¹⁹⁰⁾を⁽¹⁹¹⁾とし、(5)から⁽¹⁸⁹⁾までを(6)から⁽¹⁹⁰⁾までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) アフリベルセプト（漬伝子組換え）

別表第1の3中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) ウシ頸^{けい}静脈